

秋田県総合生活文化会館 指定管理者募集要項

令和7年7月

秋田県観光文化スポーツ部文化振興課

目 次

1	公の施設の概要.....	1
2	指定管理者に行わせる管理運営の業務.....	3
3	管理運営に要する経費.....	3
4	管理を行わせる期間（指定期間）.....	4
5	施設の目標.....	4
6	申請をする団体に必要な資格等.....	4
7	申請の手続.....	5
8	選定の方法、基準及び時期.....	6
9	指定管理者と県との責任分担.....	7
	【別表】 指定管理者と県との責任分担表.....	8
10	指定管理業務の継続が困難になった場合における措置に関する事項.....	10
11	募集要項の交付.....	10
12	説明会.....	10
13	質問事項の受付.....	10
14	その他.....	11
15	添付資料・様式.....	11
	【参考】 募集から管理運営開始までのスケジュール.....	12

秋田県総合生活文化会館の指定管理者の募集について

秋田県総合生活文化会館の指定管理者を募集します。

1 公の施設の概要

- (1) 名 称 秋田県総合生活文化会館（以下「会館」という。）
 (2) 所 在 地 秋田県秋田市中通二丁目3番8号
 (3) 設置目的等

会館は、県民生活の安定向上及び文化の発展を図ることなどを目的として設置された施設であり、音楽・美術などの各種催し物や発表の場を提供するとともに、音楽ホールでは、クラシックなどの優れた音楽を身近に鑑賞できる機会を提供しています。

(4) 規模等

- ① 構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造、一部鉄骨コンクリート造及び鉄骨造
 ② 階 数 地下3階、地下1階、地上2階～4階、地上6階
 ③ 延床面積 5,465.7㎡（指定管理者に管理を行わせる面積）
 ④ 各階概要

階層	室名	面積等	業務の概要等
地下 1階	多目的ホール イベント広場	計 602.4㎡ ホールA 126.0㎡ 〃 B 63.0㎡ 〃 C 63.0㎡ 倉庫 41.2㎡ その他 93.2㎡ 全区画 216.0㎡ 〔 2分の1区画 108.0㎡ 〕	貸し館業務 (物産等展示即売会、商品見本市、講演会、パーティ、展示会、会議) ※ホール全室(A+B+C) 252.0㎡ (物産展示、商品見本市、各種イベント)
2階	美術展示ホール	計 892.1㎡ 第一展示室A 275.0㎡ 〃 B 125.0㎡ 第二展示室 250.0㎡ 第一準備室 32.7㎡ 第二準備室 19.4㎡ その他 190.0㎡	貸し館業務 (美術品の展示) ※第一及び第二展示室の計 650.0㎡
3階	第三展示室・研修室	計 359.4㎡ 全区画 292.0㎡ 〔 4分の3区画 219.0㎡ 〕 〔 4分の2区画 146.0㎡ 〕 〔 4分の1区画 73.0㎡ 〕 倉庫 39.2㎡ その他 28.2㎡	貸し館業務 (美術品の展示、研修・会議等)

4階	第一練習室	計 3, 156.2 m ² 123.5 m ²	貸し館業務 (音楽発表会、合唱等の練習)
	第二練習室	93.1 m ²	(合唱等の練習)
	第三練習室	31.0 m ²	(ポジティブオルガン等の練習)
	音楽研修室	61.0 m ²	(音楽に係る会議、研修)
	音楽ホール	2, 644.7 m ²	(演奏会・音楽発表会等)
		(固定席 700席) (身体障害者用席 4席)	県主催音楽事業 (演奏会、ピクニックコンサート、オルガン奏者養成講座等)
	第一楽屋	56.3 m ²	演奏会等用控室
	第二楽屋	68.9 m ²	〃
VIP室	33.9 m ²	〃	
事務室	43.8 m ²		
6階	第四練習室	計 283.2 m ² 169.9 m ²	貸し館業務 (ダンスの練習、舞踊の稽古等)
	和室	113.3 m ²	(茶道の稽古等)
地下 3階	荷解梱包室	計 172.4 m ² 99.5 m ²	美術品を保管する施設
	一時保管庫	54.8 m ²	
	その他	18.1 m ²	

(5) 指定管理料の実績 (過去3年間)

令和5年度 35,099千円

令和6年度 35,099千円

令和7年度 35,099千円

※管理運営費

人件費(県主催音楽事業に係るものを含む。)、利用案内パンフレット、施設利用案内(冊子)等の印刷・広告費、音楽ホール舞台操作、舞台機構・音響・照明設備保守点検、パイプオルガン・チェンバロ・ピアノ保守点検等に係る委託費等、施設・設備等の維持管理及び現状復旧を目的とする小規模な修繕

※県主催音楽事業費

県が主催するコンサート等の公演料、ポスター・チラシ・チケット・プログラムの印刷費、広告・宣伝費、パイプオルガン奏者養成講座の講師謝金等

(6) 施設利用者数及び利用料金の実績 (過去3年間)

① 施設利用者数

(単位:人)

年度	美術展示ホール他	音楽ホール他	イベント広場	計
R4	97,035	45,266	20,980	163,281
5	95,653	52,701	13,879	162,233
6	95,982	57,193	11,244	164,419

② 利用料金

(単位：千円)

年度	美術展示ホール他	音楽ホール他	イベント広場	計
R 4	16,845	11,953	2,306	31,104
5	19,713	11,708	2,150	33,571
6	20,564	16,005	2,189	38,758

※美術展示ホール他：美術展示ホール（第一、第二、第三）、研修室、多目的ホール

※音楽ホール他：音楽ホール、第一練習室、第二練習室、第三練習室、音楽研修室

※利用料金には、設備（楽器、音響・照明・舞台設備等）使用料を含む。

2 指定管理者に行わせる管理運営の業務

指定管理者の業務は次のとおりとし、その詳細は、「秋田県総合生活文化会館指定管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）」に記載のとおりです。

なお、業務の執行に当たっては、指定管理者が自ら行うことを原則としますが、業務の一部については、秋田県知事（以下「知事」という。）の承認を受け、第三者に委託することができます。

- (1) 使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務
- (2) 利用料金の設定、徴収及び減免の決定等
- (3) 施設及び設備の維持管理に関する業務

※ 光熱水費の支払いや清掃業務等については別途委託しているため、管理の業務から除かれます（仕様書「5 参考」参照）。

- (4) 芸術文化に関する鑑賞の機会の提供（県主催音楽事業）
- (5) (1)～(4)に掲げるもののほか、会館の管理に関し知事が必要と認める業務

3 管理運営に要する経費

- (1) 会館の管理運営の業務に要する経費は、県から支払われる管理運営に要する経費の合計額（以下「指定管理料」という。）、会館の施設及び附属設備の利用に係る料金収入、県主催音楽事業における入場料収入等で賄うこととします。
- (2) 会館の管理運営の業務に要する経費に充てるため、県が支払うべき費用が生ずる場合、年度ごとに予算の範囲内で指定管理料を支払います。
- (3) 指定期間の予算総額は186,205千円を限度とします。
- (4) 指定管理料の額については、指定の告示後毎年度締結される年度協定書により定められます。
- (5) 指定管理者は、事業実施に係る補助金・助成金の獲得、寄附・協賛の募集などの外部資金を得ることができます。
- (6) 県主催音楽事業に要する経費は、県からの指定管理料と、音楽公演鑑賞者等から徴収する入場料とで賄うこととなります。
- (7) 総支出に対する利用料金収入の占める金額によっては、事業所税が発生する可能性があります。

参考1 令和7年度管理運営費（予算額）（単位：千円）

内訳	人件費	事務費	管理費		県主催 音楽事業	計
			楽器等 管理費	小破 修繕費		
金額	41,864	3,648	19,743	1,500	20,000	86,755

参考2 令和7年度利用料金収入見込額（単位：千円）

内訳	美術展示 ホール他	音楽 ホール他	イベント 広場	計
金額	21,800	17,038	2,000	40,838

参考3 入場料等収入（過去3年間）（単位：千円）

年	主要公演	オルガン奏者 養成講座	低料金・ ピクニックコンサート	計
R4	4,208(3)	1,543(31)	962(3)	6,713
5	4,428(4)	2,113(34)	2,127(12)	8,668
6	6,282(4)	2,291(38)	1,497(4)	10,070

※ 主要公演、低料金・ピクニックコンサートの括弧内は公演本数

※ オルガン奏者養成講座の括弧内は受講者数

4 管理を行わせる期間（指定期間）

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（予定）

5 施設の目標

施設の設置目的を達成するため、指定期間において、利用者数目標を年間180,000人とする。

6 申請をする団体に必要な資格等

(1) 申請をする団体に必要な資格

県内に事務所等を有する法人その他の団体又は管理開始までに県内に事務所等を設置しようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。

※1 複数の団体が共同事業体を構成して申請することができます。なお、構成団体の全てが申請をする団体に必要な資格等の要件を満たす必要があります。

※2 共同事業体の構成団体が、単体又は他の共同事業体の構成団体となって同一の施設について重複して申請することはできません。

※3 共同事業体として申請する場合は、必ず代表となる団体を決定していただくとともに、協定の締結の際は、共同事業体の構成団体全てを一括して協定の相手方とします。

※4 指定管理者の候補者の選定後の協議は、代表団体を中心に行うこととなりますが、協定に関する責任は共同事業体の構成団体全てが負うこととなります。

(2) 申請をすることができない団体（代表者が次の事項のいずれかに該当する場合を含む。）

- ① 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、秋田県が設置する公の施設の指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない団体

- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する団体
- ③ 秋田県から入札参加資格制限、指名停止又は指名差し控えの措置を受けている団体
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立て（これらの手続開始の決定を受けた団体を除く。）又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている団体
- ⑤ 秋田県税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納している団体
- ⑥ 役員又は申請の委任を受けた使用人のうちに秋田県暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団と密接な関係を有する者を含む団体

7 申請の手続

(1) 指定管理者の指定を受けようとするものは、次に掲げる書類を添えて提出してください。なお、共同事業体として申請する場合の④から⑫までに掲げる書類は、構成するすべての団体について提出してください。

- ① 指定管理者指定申請書（様式1）ただし、共同事業体として申請する場合は、共同事業体構成表（様式2-1）及び共同事業体協定書兼委任状（様式2-2）を併せて提出すること。
- ② 秋田県総合生活文化会館指定管理業務事業計画書（様式3）
※記載に当たっては、秋田県総合生活文化会館事業計画書作成要領（別紙2）を参照のこと。
- ③ 指定の期間に係る県主催音楽事業計画書（様式4）
- ④ 指定の期間に係る秋田県総合生活文化会館収支計画統括表（様式5-1）及び秋田県総合生活文化会館年度別収支計画書（様式5-2）
- ⑤ 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
- ⑥ 申請の日の属する事業年度の前2事業年度に係る事業活動の概要を記載した書類、収支決算書、財産目録、損益計算書、利益処分計算書及び貸借対照表又はこれらに準ずる書類
- ⑦ 申請の日の属する事業年度の収支予算関係書類
- ⑧ 組織及び運営に関する事項を記載した書類（団体の組織図や事業執行体制等が分かるもの及び就業規則又はこれらに準ずる書類）
- ⑨ 役員名簿及び役員の履歴を記載した書類
- ⑩ 指定の申請に関する意思の決定を証する書類
- ⑪ 類似施設における業務実績を記載した書類
- ⑫ 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税について滞納がないことの証明書（申請書提出日前1月以内に交付されたもの）
- ⑬ 誓約書（様式6）
- ⑭ その他知事が必要と認める書類

(2) 提出場所

郵便番号 010-8572

秋田県秋田市山王三丁目1番1号 秋田県庁第二庁舎6階

秋田県観光文化スポーツ部文化振興課 調整・文化施設活用チーム

(電話018-860-1529)

- (3) 提出期限
令和7年9月19日(金)午後5時15分まで
なお、提出期限後における申請書又は添付書類の変更及び追加は、認めません。
- (4) 提出方法及び部数等
郵送又は持参により、正本1部、副本7部を提出してください。
なお、持参の場合は、秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第29号)第1条第1項に規定する休日(以下「休日等」という。)を除き、令和7年9月19日(金)までの午前8時30分から午後5時15分までの間に提出してください。
郵送の場合は、令和7年9月19日(金)当日必着です。
- (5) 著作権の帰属等
事業計画書の著作権は、申請者に帰属します。ただし、県は、指定管理者の決定の公表等必要な場合には、事業計画書等の内容を無償で使用できるものとします。
また、提出された書類については、秋田県情報公開条例(昭和62年秋田県条例第3号)の規定に基づき非公開とすべき箇所を除き、公開されることがあります。なお、提出された書類は理由の如何にかかわらず返却しません。
- (6) 費用の負担
申請等に要する経費は、申請者の負担とします。
- (7) その他留意事項
- ① 申請に当たっては、秋田県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年秋田県条例第3号)を了承の上、申請してください。
 - ② 申請書類等に虚偽の記載があった場合は、失格となります。
 - ③ 指定管理者指定申請書の提出後、申請を取り下げの場合は辞退届(様式7)を提出して下さい。

8 選定の方法、基準及び時期

- (1) 観光文化スポーツ部指定管理者の候補者選定委員会において、次に掲げる①から⑤までの選定基準に照らし最も適当と認める団体を指定管理者として選定します。
- (2) 審査基準は次のとおりです。(括弧内は配点)
- ① 県民の平等利用の確保(適合しなければ失格)
ア 利用者の平等な利用が確保されていること
 - ② 会館の設置目的の効果的な達成(25点)
ア 施設の設置理念・目的と適合するものであるか
イ 施設の利用促進への取組がなされるものであるか
ウ 利用者の意見を施設の管理運営に反映させる意欲や手段を盛り込まれているか
エ 利用者に対するサービス向上の取組がなされるものであるか
オ 利用者数の目標は適正に設定されているか
 - ③ 効率的な管理(10点)
ア 収支計画は適正なものであるか、またその実現性はどうか
イ 経費縮減に向けた取組がなされるものであるか、またその実現性はどうか
 - ④ 適正かつ確実な管理を行う能力(40点)
ア 団体の経営状況は、安全かつ健全か

- イ 団体の実績はどうか
- ウ 人員配置計画は適切か
- エ 経理的な基礎が備わっているか
- オ 技術的な基礎が備わっているか
- カ 職員の資質向上に積極的に取り組む意欲はあるか
- キ 安全管理や緊急時の対応が適切になされるものであるか
- ク 個人情報適切な管理のための必要な措置が講じられるものであるか

⑤ 会館の設置目的・特性に応じた取組（15点）

- ア 県主催音楽事業の企画・運営に当たって音楽の専門家等を配置するなど、県主催音楽事業を確実かつ円滑に実施できる体制・内容になっているか
- イ 自主事業や民間等との連携事業など、本県の文化振興に資する独自の取組がなされるものであるか
 - ※自主事業とは、指定管理業務以外の事業で、会館の設置目的に合致し、かつ指定管理業務の実施を妨げない範囲において、指定管理者が自ら企画・立案し自己の責任と費用において実施する事業をいいます。
- ウ 他の文化施設と連携する取組がなされているか

⑥ 県の重要施策推進に係る項目（10点）

- ア 女性活躍支援に取り組んでいるか
 - ※ 一般事業主行動計画の策定・届出、えるぼしチャレンジ企業の認定、法令に基づく認定（えるぼし、プラチナえるぼし、くるみん、プラチナくるみん、ユースエール）及び知事表彰の受賞の実績に応じて評価します。
- イ 賃金水準の向上に取り組んでいるか
 - ※1 役員及び従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額の、申請の日の属する事業年度の前々事業年度から前事業年度までの増加率に応じて評価します。
 - ※2 「一人当たりの平均給与額」は、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の「1 給与所得の源泉徴収票合計表（375）」における区分「㊤俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄に記載の金額を「人員」欄に記載の人数で除した金額のことをいいます。

(3) 指定管理者の候補者の選定の時期及び通知

選定は、令和7年10月中旬以降に行い、その結果については、書面により速やかに申請者に通知するとともに、秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」(以下、「公式ウェブサイト」という。)により公表します。

9 指定管理者と県との責任分担

指定管理者と県との主な責任分担は、原則として別表のとおりとします。

ただし、表に定める事項に疑義のある場合、又は定めのない事項については、指定管理者と県が協議して定めることとします。

【別表】 指定管理者と県との責任分担

項目	対応内容等	指定管理者	県
(1) 管理施設の修繕	①小破修繕（小規模でかつ使用価値又は効用の減少を防ぐ、いわゆる本体の維持管理又は現状復旧を目的とする修繕）	費用負担。	
	②大規模修繕等（小破修繕以外）		費用負担。
	③1件当たり50万円以上の修繕	事前に内容等の報告義務。	
	④事故・災害等による施設等の修繕	事案による。	
(2) 緊急時の対応	①本業務の実施に関連して事故、災害等の緊急事態発生時	必要な措置。 県への報告義務。 関係者への通報義務。	調査権。
	②原因調査	費用負担。	協力義務。
(3) 県による貸付備品等の扱い	①管理上遵守すべき事項	別途締結する物品無償貸付契約による。	別途締結する物品無償貸付契約による。
	②経年劣化等により本業務の用に供することができなくなったとき	県へ協議。	協議に基づき、必要に応じて、備品等を購入又は調達。
(4) その他備品等の扱い	①購入又は調達	可能であり、本業務の実施の用に供することができる。	なし。
	②経年劣化等により本業務の用に供することができなくなったとき	自己の費用において必要な備品等を購入又は調達する。	なし。
(5) 業務実施状況の確認等	①月例報告書及び事業報告書に基づく確認等	調査受け入れ義務。	調査権。
	②確認等の結果により、改善の対応が必要となった場合	費用負担。	改善指示。
	③改善指示を経てもなお、最低限の業務遂行水準を満たしていないと判断した場合	賠償。	違約金請求。 損害が発生したときは、別に損害賠償請求。
(6) 損害賠償等	①指定管理者の故意又は過失により管理物件を損傷し、又は滅失したとき	賠償。	損害賠償請求。
	②指定管理者の責めに帰すべき事由により発生した損害について、県が第三者に賠償した場合	賠償。	損害賠償請求。
(7) 保険	①業務の実施に当たり、付保する保険	施設賠償責任保険。	火災保険。
(8) 不可抗力（※）	①発生時の対応	影響を早期に除去すべく早急に対応措置（損害及び損失並びに増加費用を最小限にするよう努める）。	

	②費用等の負担	不可抗力に起因して指定管理者に損害及び損失並びに増加費用が発生したときは、指定管理者は、その内容及び程度の詳細を記載した書面により県に通知。	通知があったときは、損害の状況の確認を行った上、指定管理者と協議し、不可抗力の判定、費用負担等を決定。 合理性の認められる範囲で負担（指定管理者が付保した保険により補てんされた金額相当分については、負担に含めない）。
	③実施義務の免除	(8)②による協議の結果、不可抗力の発生により本業務の全部又は一部の実施ができなくなったと認められるときは、不可抗力により影響を受ける限度において協定に定める義務を免れる。	指定管理者との協議の上、指定管理者が当該業務を実施できなかったことにより支出を免れた費用相当額を指定管理料から減じることができる。
(9) 指定期間の満了	①原状回復義務	指定期間の満了の日までに、指定開始日を基準として管理物件を現状に回復し、県に対して管理物件を明け渡さなければならない。 ただし、県が認めた場合は、原状回復は行わずに、別途県が定める状態で県に対して管理物件を明け渡すことができる。	原状回復を求めるか判断。
	②備品等の扱い	指定管理者に所有権が帰属する備品等については、原則として指定管理者が自己の責任と費用で撤去又は撤収するものとする。 ただし、県との協議により、県又は県が指定するものに対して引き継ぐことができる。	県に所有権が帰属する備品等については、県又は県が指定するものに対して引き継ぐ。
(10) 本業務の範囲外の事業	①本施設の設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲内における自主事業の実施	指定管理者の責任と費用により実施。 事業計画書の事前提出。	事業計画書の承認（条件を定めることができる）。

※「不可抗力」とは、天災（地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等）、人災（戦争、テロ、暴動等）、法令変更その他県及び指定管理者の責めに帰することのできない事由をいう。なお、物価の増減、施設利用者数の増減は、不可抗力に含まないものとする。

10 指定管理業務の継続が困難になった場合における措置に関する事項

- (1) 指定管理者は、指定管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに県に報告しなければなりません。
- (2) 指定管理者の責めに帰すべき事由により業務の継続若しくは適正な施設管理が困難となった場合又はそのおそれがあると認められる場合には、県は、指定管理者に対し改善勧告を行い、期限を定めて改善策の提出及びその実施を求めることとします。
この場合において、指定管理者が定められた期限までに改善することができなかつたときは、県は、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができます。
- (3) 指定管理者の財務状況が悪化するなど、指定管理業務の継続が困難になった場合には、県は、直ちに指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができます。
- (4) (2) 又は (3) により指定管理者の指定が取り消され、又は指定管理業務の全部若しくは一部が停止され、県に指定管理者の債務不履行による損害が生じた場合には、指定管理者は県に賠償責任を負うこととなります。

11 募集要項の交付

7(2)に掲げる場所で、休日等を除き、令和7年7月25日(金)から同年9月19日(金)までの午前8時30分から午後5時15分までの間交付します。

12 説明会

- (1) 日時
令和7年8月8日(金) 午前10時
- (2) 場所
秋田市中通二丁目3番8号
秋田県総合生活文化会館6階 第四練習室
- (3) 申込
説明会への参加を希望する団体は、令和7年8月7日(木)正午までに下記より申し込んでください。

<https://ttzk.graffer.jp/pref-akita/smart-apply/apply-procedure-alias/n-atorion2025>

右のQRコードからもアクセスできます。



13 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- (1) 受付期間
令和7年8月25日(月) 午後5時15分まで
- (2) 受付方法
下記電子申請・届出サービスより受け付けます。

<https://ttzk.graffer.jp/pref-akita/smart-apply/apply-procedure-alias/faq-atorion2025>

右のQRコードからもアクセスできます。



(3) 回答方法

書面で随時回答するとともに、公式ウェブサイトにも質問内容とその回答を掲載します。

1.4 その他

- (1) 指定管理者の候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書および添付書類の内容について説明を求めることがあります。
- (2) 指定管理者の候補に選定されたものを、県議会の議決を経て、指定管理者に指定します。
- (3) 会館の利用料金は、県が定める基準額の範囲内で指定管理者が知事の承認を受けて額を定め、指定管理者の収入となります。なお、収入に当たっては、自らの費用においてクレジットカード決済、コード決済その他キャッシュレス決済が可能となる環境を整備する必要があります。
- (4) 指定管理者は、会館内において、県の許可を得て広告その他の事業を行うことができます。
- (5) 県は、指定管理者の業務実施状況を確認し、最低限の業務遂行水準が満たされていないと判断した場合には、改善指示等の手続きを経て、内容や程度・頻度等に応じて違約金の請求（指定管理料の減額）、業務の一部又は全部の停止、指定の取消しを行う場合があります。

また、より良いサービスの提供に向けて、業務実施状況について指定管理者による自己評価を行うとともに、県による評価及び外部有識者委員会による評価を行い、その結果を指定管理者に通知するとともに、公表するものとします。

(6) 問い合わせ先

郵便番号 010-8572

秋田県秋田市山王三丁目1番1号 秋田県庁第二庁舎6階

秋田県観光文化スポーツ部文化振興課 調整・文化施設活用チーム

電話 018-860-1529

FAX 018-860-3880

メール bunkashinkouka@pref.akita.lg.jp

1.5 添付資料・様式

- (1) 秋田県総合生活文化会館指定管理業務仕様書（別紙1）
- (2) 秋田県総合生活文化会館事業計画書作成要領（別紙2）
- (3) 指定管理者指定申請書（様式1）
- (4) 共同事業体構成表（様式2-1）※共同事業体として申請する場合に使用
- (5) 共同事業体協定書兼委任状（様式2-2）※共同事業体として申請する場合に使用
- (6) 秋田県総合生活文化会館指定管理業務事業計画書（様式3）
- (7) 県主催音楽事業計画書（様式4）
- (8) 秋田県総合生活文化会館収支計画統括表（様式5-1）
- (9) 秋田県総合生活文化会館年度別収支計画書（様式5-2）
- (10) 誓約書（様式6）
- (11) 辞退届（様式7）

(12) 施設平面図

※ (12) 施設平面図については、説明会において配布します。説明会に参加できない場合は、14(6)に問い合わせてください。

【参考】 募集から管理運営開始までのスケジュール

日程		内容
令和7年	7月25日(金)	募集要項の交付、質問事項の受付、申請受付の開始
	8月8日(金)	現地説明会
	8月25日(月)	質問事項の受付締切
	9月19日(金)	申請締切
	9月下旬	申請者にヒアリング(必要に応じて)
	10月中旬(予定)	候補者選定委員会の開催 選定結果通知
	12月下旬(予定)	指定管理者指定の議決
令和8年	1月(予定)	指定管理者の指定(告示)
	1月中旬(予定)	基本協定書の締結
	3月下旬(予定)	年度協定書の締結
	4月1日(水)	指定管理業務の開始